［削る。］

二号缶	八個以下			
四号缶	三個以下	九個以上十二個以下	十三個以上十六個以下	
五号缶	三個以下	六個以上九個以下	七個以上十一個以下	
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	千グラム当たり十五個以下	千グラム当たり十六個以上二十五個以下	千グラム当たり二十六個以上	

果粒の大きさ（全果粒のものを並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。ただし、製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

1　みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

2　みかん以外のものを詰めたものにあっては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と表示する。

果粒の大きさ	果粒の大きさを表す記号及びその略号
百グラム当たり二十個以下	大粒（L）
百グラム当たり二十一個以上三十五個以下	中粒（M）
百グラム当たり三十六個以上	小粒（S）